

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

●被保険者証の更新について

令和4年9月30日の有効期限満了に伴い被保険者証（保険証）を9月下旬頃から順次簡易書留にて送付します。
新しい保険証は「うすい緑色」です。

保険証の色	発送時期	有効期間
うすいオレンジ色	—	～令和4年9月30日
うすい緑色	令和4年9月下旬	令和4年9月1日～令和5年7月31日

※今回お届けする「うすい緑色」の保険証は9月から使用できます。新しい保険証「うすい緑色」がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

●一定以上の所得のある方の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

区分		令和4年9月まで	令和4年10月から
現役並み所得者		3割	3割
世帯に被保険者が 1人の場合	「年金収入+その他の合計所得金額」が 200万円以上	1割	2割
世帯に被保険者が 2人以上の場合	「年金収入+その他の合計所得金額」が 320万円以上		
上記以外の方		1割	1割

例) 今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合

「2割（令和4年9月30日までは1割）」と表示されます。

※世帯内に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

※窓口負担割合は世帯単位で判定します。

●窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方の1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑え、3,000円を超えた費用については、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。（入院の医療費は対象外）

2割負担となる方で高額療養費の口座登録をされていない方には、令和4年9月頃に和歌山県後期高齢者医療広域連合から口座登録申請書を送付します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って口座の登録をしてください。

●不審な電話や訪問にご注意ください！

市役所や広域連合が、高額療養費について電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。また、ATMの操作をお願いすることも**絶対にありません**。

不審な電話や訪問があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

窓口負担割合の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。